

(案)

女性に対する暴力の根絶に向けて

平成 24 年 月 日

女性に対する暴力に関する啓発小委員会

配偶者からの暴力、性犯罪等、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。その根絶のためには、日頃から、暴力は絶対に許さないという姿勢を示すことが重要です。

「女性に対する暴力に関する啓発小委員会」は、昨年 3 月以来、

- 委員会構成員が主体となった啓発事業の実施
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとする政府の活動への協力
- 内閣府が実施する「若年層に対する予防啓発」のための研修への参加などの取組を進めてきました。

今後、女性に対する暴力をなくすための取組に関わる者の裾野を広げ、社会全体で女性に対する暴力をなくすための取組を進めていくため、本日ここに啓発小委員会の総意として、以下のとおり宣言します。

1. 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く国民に対する啓発活動を進め、女性に対する暴力を容認しない社会風土を醸成します。その際、特に暴力の被害を受けた女性にも伝わるよう努めます。
2. そのため、啓発小委員会メンバーが主体となった啓発事業を実施するとともに、政府が行う啓発活動に積極的に協力します。
3. また、特に若年層が将来暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の取組を進めます。その際、官民の連携に努めます。